

加賀木材株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 10月1日～令和7年 9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得を促進する。

＜対策＞

- 令和4年 10月～ 育児休業の取得状況について実態を把握
- 令和5年 1月～ 育児休業の資料を用意、説明会を開くなど制度の理解を促進し、休業対象者には休業終了後に不安なく職場復帰できるようサポートを行う。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

＜対策＞

- 令和4年 10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年 1月～ 年次有給休暇の計画的付与の検討、有給休暇取得予定表や、取得促進のための取組の開始